

○特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号）

改正案

現行

特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年十一月十七日総理府令第三百三十二号）

特定目的信託財産の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則（平成十二年十一月十七日総理府令第三百三十二号）

目次

第一章・第二章（略）

第三章 損益計算書（第五十八条―第七十一条の三）

第四章・第五章（略）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この内閣府令は、資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）の規定により委任された特定目的信託財産の計算に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ法第二条、第二百二十三条、第二百二十四条又は第二百二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 社債的受益権 法第二百三十条第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権

二（略）

三 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果

算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除

目次

第一章・第二章（略）

第三章 損益計算書（第五十八条―第七十一条）

第四章・第五章（略）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百三十一条に規定する貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書の記載方法は、この府令の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

（定義）

第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ法第二条、第六十二条、第六十三条又は第六十五条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 社債的受益権 法第六十九条第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権

二（略）

（新設）

する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

(会計慣行のしん酌)

第三条 この府令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

(資産の評価)

第四条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、その信託価額を付さなければならない。

2 償却すべき資産については、計算期間の末日（計算期間の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、計算期間の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

1 計算期間の末日における時価がその時の信託価額より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の信託価額まで回復すると認められるものを除く。） 計算期間の末日における時価

2 計算期間の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の信託価額から相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、計算期間の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 債権については、その信託価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。

6 次に掲げる資産については、計算期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

- 一 計算期間の末日における時価がその時の信託価額より低い資産
- 二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券を除く。）
- 三 前二号に掲げる資産のほか、計算期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

第五条から第八条まで 削除

(原則)

第三条 貸借対照表及び損益計算書は、特定目的信託の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

2 信託財産の管理及び運用に係る報告書は、特定目的信託の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

3 前二項の規定は、附属明細書について準用する。

第四条 流動資産については、その信託価額を付さなければならない。ただし、時価が信託価額より著しく低いときは、その価格が信託価額まで回復するものと認められる場合を除き、時価を付さなければならない。

2 前項の規定は、時価が信託価額より低いときに時価を付するものとすることを妨げない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第五条 固定資産については、その信託価額を付して毎年一回一定の時期に相当の償却を行い

予測することができない減損が生じたときは相当の減額をしなければならない。

第六条 金銭債権については、その債権金額を付さなければならない。ただし、債権金額より高い価額で信託財産として取得したときは相当の増額を、債権金額より低い価額で信託財産として取得したときその他相当の理由があるときは相当の減額をすることができる。

2| 前項の場合において、金銭債権について取立不能のおそれがあるときは、取り立てることができない見込額を控除しなければならない。

3| 第一項の規定にかかわらず、市場価格がある金銭債権については、時価を付するものとすることができる。

第七条 社債については、その信託価額を付さなければならない。ただし、その信託価額が社債の金額と異なるときは、相当の増額又は減額をすることができる。

2| 第四条第一項ただし書及び第二項並びに前条第三項の規定は市場価格がある社債について同条第二項の規定は市場価格がない社債について、それぞれ準用する。

3| 前二項の規定は、国債、地方債その他の債券について準用する。

第八条 株式については、その信託価額を付さなければならない。

2| 第四条第一項ただし書及び第二項並びに第六条第三項の規定は、市場価格がある株式について準用する。

3| 市場価格がない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは相当の減額をしなければならない。

4| 第一項及び前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。

(会計方針の注記等)

第九条 資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、第四条から前条までに規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。

2| 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

3| 前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときについて準用する。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第九条 計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項(次項において「会計方針」という。)であつて次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一 資産の評価基準及び評価方法

二 固定資産の減価償却の方法

三 引当金の計上基準

四 収益及び費用の計上基準

五 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

2| 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)も重要な

会計方針に関する注記とする。

一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

二 表示方法を変更したときは、その内容

(重要な後発事象に関する注記)

第九条の二 当該特定目的信託財産の計算期間の末日後、当該特定目的信託財産の翌計算期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

(関連当事者との取引に関する注記)

第九条の三 当該特定目的信託財産と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて重要なものは、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一 当該関連当事者に関する次に掲げる事項

イ その名称(当該関連当事者が個人であるときは、その氏名)

ロ 当該特定目的信託財産と当該関連当事者との関係

二 取引の内容

三 取引の種類別の取引金額

四 取引条件及び取引条件の決定方針

五 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高

六 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

2| 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

二 当該特定目的信託の受託信託会社等に対する信託報酬の給付

三 当該特定目的信託の代表権利者又は特定信託管理者に対する報酬の給付

四 前三号に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

3| 関連当事者との取引に関する注記は、第一項各号に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

4| 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該特定目的信託の受託信託会社等及び当該受託信託会社等の会社計算規則(平成十八

(新設)

(新設)

年法務省令第十三号) 第四百十条第四項に規定する関連当事者又はこれに準ずる者

- 二 当該特定目的信託の代表管理者又は特定信託管理者及びそれらの近親者(二親等内の親族をいう。)

(注記の表示方法)

第十条 貸借対照表又は損益計算書に表示すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に表示しなければならぬ。ただし、他の適当な箇所に表示することを妨げない。

- 2 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように表示しなければならない。

(表示の原則)

第十二条 貸借対照表、損益計算書及び信託財産の管理及び運用に係る報告書並びにこれらの附属明細書(以下「計算関係書類」という。)に表示すべき金額は、一円単位又は千円単位をもって表示するものとする。

- 2 計算関係書類は、日本語をもって表示するものとする。ただし、その他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りでない。

3 計算関係書類(附属明細書を除く。)の作成については、貸借対照表、損益計算書その他計算関係書類を構成するものごとに、一の書面その他の資料として作成をしなければならぬものと解してはならない。

第二章 貸借対照表

(貸借対照表の区分)

第十三条 貸借対照表は次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 元本等

- 2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。

(資産の部の区分)

第十四条 資産の部は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 特定資産
- 二 その他の資産

(注記の記載方法)

第十条 貸借対照表又は損益計算書に記載すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

- 2 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。

(金額の表示の単位)

第十二条 貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に記載すべき金額は、千円単位をもって表示することができる。

(新設)

(新設)

第二章 貸借対照表

(区分)

第十三条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び元本等の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。

(資産の部)

第十四条 資産の部には、特定資産の部及びその他の資産の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。

(特定資産の部)

第十五条 特定資産は、特定資産の部に表示しなければならない。

2| 特定資産の部は、適当な項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

(削る)

3| 法第二百二十六条第一項第二号の規定により資産信託流動化計画に表示すべき特定資産の価額は、注記しなければならない。

(その他の資産の部)

第十六条 特定資産以外の資産（信託期間中における特定資産の管理又は処分により得られる利益を含む。）は、その他の資産の部に表示しなければならない。ただし、法第二百六十六条の規定により特定資産とすることとされた利益については、この限りでない。

2| その他の資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 流動資産

二 固定資産

三 繰延資産

3| 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 有形固定資産

二 無形固定資産

三 投資その他の資産

4| 前二項の各項目は、現金及び預金、受取手形、建物その他の他の資産の部に表示すべき資産の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

(資産の内容)

第十七条 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イ 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）

ロ 受取手形（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができず、明らかなものを除く。）

ハ 営業未収入金（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができず、明らかなものを除く。）

ニ 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。）及び一年内に満期の到来する有価証券

ホ 商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）

(特定資産の部)

第十五条 特定資産は、特定資産の部に記載しなければならない。

2| 特定資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の各部に区分しなければならない。

3| 前項の各部は、有価証券、買入指名金銭債権、建物、特許権その他の特定資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

4| 法第六十五条第一項第二号の規定により資産信託流動化計画に記載すべき特定資産の価額は、注記しなければならない。

(その他の資産の部)

第十六条 特定資産以外の資産（信託期間中における特定資産の管理又は処分により得られる利益を含む。）は、その他の資産の部に記載しなければならない。ただし、法第二百五条の規定により特定資産とすることとされた利益については、この限りでない。

2| その他の資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の各部に区分しなければならない。

3| 前項の各部は、現金及び預金、受取手形、建物その他の他の資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(新設)

(営業未収入金等)

第十七条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産の部に記載しなければならない。

製品、副産物及び作業くず

半製品

原料及び材料

仕掛品及び半成品

消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの

前渡金（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を

受けることができないことが明らかなるものを除く。）

前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの

未収収益

次に掲げる繰延税金資産

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、計算期間の末日後一年内

に取り崩されると認められるもの

その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

次に掲げる資産 有形固定資産

建物及び暖房、照明、通風等の付属設備

構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着す

る土木設備又は工作物をいう。）

機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備

船舶及び水上運搬具

鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具

工具、器具及び備品（耐用年数一年以上のものに限る。）

土地

建設仮勘定（イからへまでに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合にお

ける支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

次に掲げる資産 無形固定資産

特許権

借地権（地上権を含む。）

商標権

実用新案権

意匠権

鉱業権

漁業権（入漁権を含む。）

ソフトウェア

リ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

四 次に掲げる資産 投資その他の資産

イ 流動資産に属しない有価証券

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 次に掲げる繰延税金資産

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、計算期間の末日後一年内に取り崩されると認められないもの

ホ その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

ヘ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの

五 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの 繰延資産

## 第十八条 削除

(貸倒引当金等の表示)

第十九条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

3 前項の場合においては、各資産の資産項目別の引当金の金額を注記しなければならない。ただし、一括して注記することが適当な場合にあつては、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額を表示することを妨げない。

(預金等)

第十八条 預金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の履行期が一年を超えるもの又は超えると認められたものは、投資その他の資産の部に記載することができる。

(取立不能の見込額)

第十九条 第十七条及び前条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 前項ただし書の場合においては、取立不能の見込額を注記しなければならない。

3 その他の資産の部に記載すべき資産については、取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

第二十条から第二十四条まで 削除

(短期保有の株式等)

第二十条 市場価格のある株式及び社債(国債、地方債その他の債券を含む。以下同じ。)のうち、特定資産の部に属し資産信託流動化計画に従って決算期後一年以内に処分する目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年を超えて保有する目的で取得したものは、投資その他の資産の部に記載することができる。

2| 市場価格のある株式及び社債のうち、その他の資産の部に属し時価の変動により利益を得る目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。

3| 決算期後一年以内に償還期限の到来する社債(前二項に規定する社債を除く。)は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の償還期限が一年を超えるものは、投資その他の資産の部に記載することができる。

4| 前条の規定は、前項の社債のうち市場価格のないものについて準用する。

(自己の受益権)

第二十一条 自己の受益権は、流動資産の部に特別の科目を設けて記載しなければならない。

(前払費用)

第二十二条 費用の前払で決算期後一年以内に費用となるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産の部に記載することができる。

(繰延税金資産)

第二十三条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(時価が著しく低い場合の注記)

第二十四条 重要な流動資産につきその時価が信託価額より著しく低い場合において、信託価額を付したときは、その旨を注記しなければならない。

2| 前項の規定は、市場価格のある株式及び社債について準用する。

(有形固定資産の償却)

第二十五条 有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減価償却累計額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、減価償却累計額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示)

第二十五条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示すること

とを妨げない。

- 2| 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。
- 3| 前項の場合においては、各資産の資産項目別の減価償却累計額を注記しなければならない。ただし、一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額のみを表示することを妨げない。

(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示)

- 第二十六条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額(前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額)から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 2| 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 3| 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。
- 4| 前項の場合においては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記しなければならない。

(無形固定資産の表示)

- 第二十七条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

## 第二十八条 削除

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

第二十九条 リースにより使用する固定資産は、ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件(当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担する

- 2| 前項ただし書の場合においては、減価償却累計額を注記しなければならない。
- 3| その他の資産の部に記載すべき資産については、減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(建設中の有形固定資産等)

第二十六条 建設中又は製作中の有形固定資産は、特別の科目を設けて記載しなければならない。

(無形固定資産の償却)

第二十七条 無形固定資産については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(償却年数等の変更の注記)

第二十八条 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨を注記しなければならない。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(リースにより使用する固定資産)

第二十九条 リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

こととなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である受託信託会社等が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

- 一 当該計算期間の末日における信託価額相当額
- 二 当該計算期間の末日における減価償却累計額相当額
- 三 当該計算期間の末日における未経過リース料相当額
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

第三十条から第三十六条まで 削除

（所有権が留保された固定資産）

第三十条 割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と區別して記載するときは、この限りでない。

（長期前払費用）

第三十一条 第二十二條の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。

（長期繰延税金資産）

第三十二条 第二十三條の規定により流動資産の部に記載された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。

（長期金銭債権）

第三十三条 第十七條及び第十八條の規定により流動資産の部に記載された金銭債権以外の金銭債権は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。

2 第十九條の規定は、前項の金銭債権について準用する。

（代表権利者等に対する金銭債権）

第三十四条 代表権利者又は特定信託管理者との間の取引による代表権利者及び特定信託管理者に対する金銭債権は、その総額を注記しなければならない。

（長期保有の株式等）

第三十五条 第二十條の規定により流動資産の部に記載された株式及び社債以外の株式及び社

〔繰延資産の表示〕

第三十七条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

第三十八条及び第三十九条 削除

〔担保に供されている資産〕

第四十条 資産が担保に供されているときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 資産が担保に供されていること。
- 二 前号の資産の内容及びその金額
- 三 担保に係る債務の金額

〔負債の部の区分〕

第四十一条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、営業未払金、支払手形、未払費用、借入金その他の負債の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

- 一 流動負債
- 二 固定負債

〔負債の内容〕

債は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。

- 2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。
- 3 第十九条の規定は、第一項の規定により投資その他の資産の部に記載すべき社債のうち市場価格のないものについて準用する。

第三十六条 削除

〔繰延資産〕

第三十七条 開業準備のために支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、開業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

第三十八条 次の各号の目的のために特別に支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、その支出後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

- 一 新製品又は新技術の研究
- 二 資源の開発

第三十九条 前二条に規定する金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

〔担保に供されている資産〕

第四十条 資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならない。

〔負債の部〕

第四十一条 負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に区分しなければならない。

- 2 前項の各部は、営業未払金、支払手形、未払費用、借入金その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

〔営業未払金等〕

第四十二条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

- 一 次に掲げる負債 流動負債
- イ 営業未払金
- ロ 前受金
- ハ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）
- ニ 未払費用
- ホ 前受収益
- ヘ 次に掲げる繰延税金負債
- （1）流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債
- （2）特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、計算期間の末日後一年内に取り崩されると認められるもの
- ト その他の負債であつて、一年内に支払又は返済されると認められるもの
- 二 次に掲げる負債 固定負債
- イ 長期借入金
- ロ 引当金（資産に係る引当金及び前号ハに掲げる引当金を除く。）
- ハ その他の負債であつて、流動負債に属しないもの

第四十三条から第四十八条まで 削除

第四十二条 営業未払金、支払手形その他営業取引によつて生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。

（借入金等）

第四十三条 借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載しなければならない。

（受託信託会社等に対する金銭債務）

第四十四条 受託信託会社等に対する金銭債務で流動負債の部に記載すべきものは、その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債務が属する科目ごとに注記することを妨げない。

（繰延税金負債）

第四十五条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

（長期金銭債務）

第四十六条 第四十二条及び第四十三条の金銭債務以外の金銭債務は、固定負債の部に記載しなければならない。

第五十条から第五十二条まで 削除

2| 第四十四条の規定は、前項の金銭債務について準用する。

(長期繰延税金負債)

第四十七条 第四十五条の規定により流動負債の部に記載された繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債の部に記載しなければならない。

(代表権利者等に対する金銭債務)

第四十八条 代表権利者又は特定信託管理者との間の取引による代表権利者及び特定信託管理者に対する金銭債務は、その総額を注記しなければならない

第五十条 削除

(引当金)

第五十一条 特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その計算期間の費用又は損失とすることが相当である額に限り貸借対照表の負債の部に計上することができる。

(引当金の部等)

第五十二条 前条に規定する引当金は、第四十一条第一項の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。

2| 前項の引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載しなければならない。

3| 第一項の引当金で、引当金の部に記載しないものについては、前条に規定する引当金であることを注記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法)

第五十三条 第二十三条の規定により流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と第四十五条の規定により流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。第三十二条の規定により投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と第四十七条の規定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

(繰延税金資産等の表示)

第五十三条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2| 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

3| 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）及び繰延税金負債がある場合には、重要でないものを除き、その発生の主な原因を注記しなければならない。

(元本等の部の区分)

(元本等の部)

第五十四条 元本等の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 元本
  - 二 留保金
  - 三 評価・換算差額等
- 2| 元本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第三号に掲げる項目については、控除項目とする。
- 一 社債的受益権
  - 二 社債的受益権以外の受益権
  - 三 自己受益権
- 3| 前項第一号又は第二号に掲げる項目について金銭の分配を受ける方法が異なる種類の受益権を定める場合（利益持分を定める場合を含む。）には、その種類ごとに区分して表示しなければならない。
- 4| 第二項第二号の項目を取崩して利益処分に応じた金額がある場合には、受益権取崩額として表示しなければならない。
- 5| 留保金の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
- 一 任意積立金
  - 二 次期繰越利益又は次期繰越損失
- 6| 前項第一号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分しなければならない。
- 7| 第五項第二号に掲げる項目には、当期純利益金額又は当期準損失金額を付記しなければならない。
- 8| 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。
- 一 その他有価証券評価差額金
  - 二 繰延ヘッジ損益

(削る)

第五十四条 元本等の部は、元本及び留保金の各部に区分しなければならない。

- 2| 資産につき時価を付すものとした場合（第四条第一項ただし書及び第二項（これらの規定を第七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第八条第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）には、その資産の評価差額金（当期純利益又は当期純損失として計上したものを除く。）は、前項の規定にかかわらず、元本等の部に別に評価差額金の部を設けて記載しなければならない。

第五十五条 元本の部は、社債的受益権と社債的受益権以外の受益権とを区分して記載しなければならない。

- 2| 社債的受益権又は社債的受益権以外の受益権について金銭の分配を受ける方法が異なる種類の受益権を定める場合（利益持分を定める場合を含む。）には、その種類ごとに区分して記載しなければならない。
- 3| 社債的受益権以外の受益権を取崩して利益処分に充当した金額がある場合には、受益権取崩額として記載しなければならない。
- 4| 留保金の部には、任意積立金及び次期繰越利益又は次期繰越損失を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。
- 5| 次期繰越利益又は次期繰越損失については、当期純利益又は当期純損失を付記しなければならない。

(元本等の欠損の注記)

第五十五条 貸借対照表上の純資産額から第五十四条第一項に掲げる項目の合計額を控除した額が、元本の額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

(自己の受益権に関する注記)

第五十六条 法第二百七十一条第三項に規定する受益権の処分の方法及び当該処分の状況は、注記しなければならない。

(未払費用等に関する注記)

第五十七条 (略)

2 前項の金額のうち、法第二百四十七条、第二百四十八条(第二百五十三条において準用する場合を含む。)、第二百五十八条(第六十条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に関して負担するものとされたときを含む。)及び第二百七十一条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用に係る金額は、種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

3 第一項の信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用に係る金額のうち前項以外のものは、資産信託流動化計画に表示された種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

### 第三章 損益計算書

(損益計算書の区分)

第五十八条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

- 一 営業収益
- 二 営業費用
- 三 営業外収益
- 四 営業外費用
- 六 特別利益
- 七 特別損失

2 特別利益に属する利益は、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

ならない。

(元本等の欠損の注記)

第五十五条の二 貸借対照表上の純資産額から第五十四条第二項の評価差額金を控除した額が、元本の額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

(自己の受益権に関する注記)

第五十六条 法第二百十条第三項に規定する受益権の処分の方法及び当該処分の状況は、注記しなければならない。

(未払費用等に関する注記)

第五十七条 (略)

2 前項の金額のうち、法第八十六条、第八十七条(第九十二条において準用する場合を含む。)、第九十七条(第九十九条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に関して負担するものとされたときを含む。)及び第二百十条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用に係る金額は、種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

3 第一項の信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用に係る金額のうち前項以外のものは、資産信託流動化計画に記載された種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

### 第三章 損益計算書

(区分)

第五十八条 損益計算書には、経常損益の部及び特別損益の部を設け、経常損益の部は、営業損益の部及び営業外損益の部に区分しなければならない。

3| 特別損失に属する損失は、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

4| 前二項の規定にかかわらず、前二項の各利益又は各損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は損失を細分しないこととすることができる。

5| 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

#### 第五十九条 削除

(営業損益金額)

第六十条 資産の流動化に関する業務及びその附帯業務に関する収益又は費用は、営業収益又は営業費用の項目に表示しなければならない。

2| 営業収益から営業費用を減じて得た額(以下「営業損益金額」という。)は、営業利益金額として表示しなければならない。

3| 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しなければならない。

#### 第六十一条 削除

(経常損益金額)

第六十二条 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額(以下「経常損益金額」という。)は、経常利益金額として表示しなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

#### 第六十三条 削除

(税引前当期純損益金額)

第六十四条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額(以下「

(経常損益の部)

第五十九条 営業損益の部及び営業外損益の部は、営業収益、営業費用その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業損益)

第六十条 資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用は、営業損益の部に記載しなければならない。

2| 営業収益と営業費用との差額は、営業利益又は営業損失として記載しなければならない。

(新設)

(受託信託会社等との取引高)

第六十一条 受託信託会社等との取引による取引高の総額は、営業取引によるものとそれ以外のものとを区分して、注記しなければならない。

(経常損益)

第六十二条 第六十条第二項の営業利益又は営業損失の額に、営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額は、経常利益又は経常損失として記載しなければならない。

(特別損益の部)

第六十三条 特別損益の部には、前期損益修正損益その他の異常な利益又は損失について、その内容を示す適当な名称を付した科目を設けて記載しなければならない。

(当期純損益)

第六十四条 第六十二条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額

税引前当期純損益金額」という。)は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(税等)

第六十四条の二 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 当該事業年度に係る法人税等

二 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。)

2| 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(当期純損益金額)

第六十四条の三 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期純損益金額」という。)は、当期純利益金額として表示しなければならない。

一 税引前当期純損益金額

二 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)において、還付税額があるときは当該還付金額

三 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

四 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)において、納付税額があるときは、当該納付金額

2| 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(当期未処分利益又は当期未処理損失)

第六十五条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条の当期純利益金額又は

を加減した額は、税引前当期純利益又は税引前当期純損失として記載しなければならない。

2| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失に加減すべき次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の次に記載しなければならない。

一 法人税その他の税の額

二 法人税等調整額

3| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に前項各号に掲げる額を加減した額は、当期純利益又は当期純損失として記載しなければならない。

(新設)

(新設)

(当期未処分利益又は当期未処理損失)

第六十五条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条の当期純利益又は当期

当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一・二 (略)

- 2 前条の当期純利益金額又は当期純損失金額に前項各号に掲げる額を加減した額は、当期未処分利益又は当期未処理損失として表示しなければならない。
- 3 社債的受益権を発行している場合にあつては、当期末処分利益の額から社債的受益権に対する収益分配金を控除した額は、社債的受益権収益分配後当期末処分利益として表示しなければならない。

(利益処分計算又は損失処理計算)

第六十六条 (略)

- 2 前項の利益処分計算又は損失処理計算の結果は、損益計算書に含めて表示するものとする。

(利益処分計算)

第六十七条 (略)

- 2 資産につき時価を付すものとした場合(第四条第三項及び第六項第一号の場合を除く。)においては、その資産の評価差額金(当期純利益として計上したものに限り)は、前項第一号の当期末処分利益から当該金額を控除する形式により、当該評価差額金を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

第六十八条 社債的受益権以外の受益権を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、前条第一項第一号の当期末処分利益(社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益)に当該金額を加算する形式により、受益権を取崩益として表示しなければならない。

第六十九条 第五十四条第五項第一号の任意積立金を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、第六十七条第一項第一号の当期末処分利益(社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益)に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

第七十条 (略)

- 2 前項第一号の社債的受益権以外の受益権収益分配金は、資産信託流動化計画に表示された受益権の種類ごとに表示しなければならない。

3 (略)

純損失の次に記載しなければならない。

一・二 (略)

- 2 前条第三項の当期純利益又は当期純損失の額に前項各号に掲げる額を加減した額は、当期未処分利益又は当期未処理損失として記載しなければならない。
- 3 社債的受益権を発行している場合にあつては、当期末処分利益の額から社債的受益権に対する収益分配金を控除した額は、社債的受益権収益分配後当期末処分利益として記載しなければならない。

(利益処分計算又は損失処理計算)

第六十六条 (略)

- 2 前項の利益処分計算又は損失処理計算の結果は、損益計算書に含めて記載するものとする。

(利益処分計算)

第六十七条 (略)

- 2 資産につき時価を付すものとした場合(第四条第一項ただし書及び第二項(これらの規定を第七条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第八条第二項において準用する場合を含む。))においては、その資産の評価差額金(当期純利益として計上したものに限り)は、前項第一号の当期末処分利益から当該金額を控除する形式により、当該評価差額金を示す名称を付した科目をもって記載しなければならない。

第六十八条 社債的受益権以外の受益権を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、前条第一項第一号の当期末処分利益(社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益)に当該金額を加算する形式により、受益権を取崩益として記載しなければならない。

第六十九条 第五十五条第四項の任意積立金を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、第六十七条第一項第一号の当期末処分利益(社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益)に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した科目をもって記載しなければならない。

第七十条 (略)

- 2 前項第一号の社債的受益権以外の受益権収益分配金は、資産信託流動化計画に記載された受益権の種類ごとに記載しなければならない。

3 (略)

4 第六十七条の利益処分により、第五十四条第四項の受益権取崩額を減算する場合には、当該減算額は受益権戻入額として表示しなければならない。

(損益計算書に関する注記)

第七十一条の二 関連当事者との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額は、損益計算書に注記しなければならない。

(包括利益)

第七十一条の三 損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。

#### 第四章 信託財産の管理及び運用に係る報告書

(信託財産の管理及び運用に係る報告書)

第七十二条 信託財産の管理及び運用に係る報告書には、次に掲げる事項その他特定目的信託の状況に関する重要な事項を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 当該計算期間における事業の経過及びその成果(信託財産の管理及び処分の概況、資金調達の状況並びに設備投資の状況を含む。)

四 直前三計算期間(当該計算期間の末日において三計算期間が終了していない場合には、信託設定後の各計算期間)の財産及び損益の状況

五 (略)

六 代表権利者又は特定信託管理者に関する事項

七・八 (略)

九 法第二百七十一条第一項に規定する場合において取得した自己の受益権につき、その計算期間中に取得したものの種類、元本持分又は利益持分の割合及び取得価額の総額、その計算期間中に処分又は失効の手続をしたものの種類、元本持分又は利益持分の割合及び処分価額の総額並びに計算期間の終了の日において保有するものの種類及び元本持分又は利益持分の割合

十 (略)

十一 原委託者との関係(法第二百三十七条ただし書に規定する原委託者の義務に関する事項、法第二百八十四条第一項に規定する信託財産の管理及び処分に係る業務の委託に関する事項、法第二百八十六条第一項に規定する原委託者が行う受益証券の募集等に関する事項その他特定目的信託との間の取引による債権債務関係に関する事項を含む。)

十二 (略)

2 前項第三号に掲げる信託財産の管理及び処分の概況の表示は、特定資産の種類が二以上で

4 第六十七条の利益処分により、第五十五条第三項の受益権取崩額を減算する場合には、当該減算額は受益権戻入額として記載しなければならない。

(新設)

(新設)

#### 第四章 信託財産の管理及び運用に係る報告書

(信託財産の管理及び運用に係る報告書)

第七十二条 信託財産の管理及び運用に係る報告書には、次に掲げる事項その他特定目的信託の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 その計算期間における営業の経過及び成果(信託財産の管理及び処分の概況、資金調達の状況並びに設備投資の状況を含む。)

四 過去三年以上の営業成績及び財産の状況の推移並びにこれについての説明

五 (略)

六 その計算期間の代表権利者又は特定信託管理者の氏名又は名称及び主な職業

七・八 (略)

九 法第二百十條第一項に規定する場合において取得した自己の受益権につき、その計算期間中に取得したものの種類、元本持分又は利益持分の割合及び取得価額の総額、その計算期間中に処分又は失効の手続をしたものの種類、元本持分又は利益持分の割合及び処分価額の総額並びに計算期間の終了の日において保有するものの種類及び元本持分又は利益持分の割合

十 (略)

十一 原委託者との関係(法第七十六條ただし書に規定する原委託者の義務に関する事項、法第二百二十三條第一項に規定する信託財産の管理及び処分に係る業務の委託に関する事項、法第二百二十五條第一項に規定する原委託者が行う受益証券の募集等に関する事項その他特定目的信託との間の取引による債権債務関係に関する事項を含む。)

十二 (略)

2 前項第三号に掲げる信託財産の管理及び処分の概況の記載は、特定資産の種類が二以上で

ある場合にはその種類ごとに、信託財産の処分については貸付け、譲渡、交換又は担保提供の別ごとに、資金の借入れについてはその用途ごとにしなければならない。

3| 第一項第四号に掲げる事項については、当該計算期間における過計算期間事項（当該計算期間より前の計算期間に係る貸借対照表、損益計算書又は信託財産の管理及び運用に係る報告書に表示すべき事項をいう。以下同じ。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該計算期間より前の計算期間に係る貸借対照表、損益計算書又は信託財産の管理及び運用に係る報告書に表示したものと異なっているときは、修正後の過計算期間事項を反映した事項とすることを妨げない。

4| 第一項第六号に規定する「代表権利者又は特定信託管理者に関する事項」とは、次に掲げる事項その他代表権利者及び特定信託管理者に関する重要な事項とする。

一 氏名又は名称

二 他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときは、その事実

三 当該計算期間に係る代表権利者及び特定信託管理者ごとの報酬等の総額

四 当該計算期間に係る代表権利者及び特定信託管理者の報酬等の額又はその算定方法にか  
かる決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の  
概要

五 当該計算期間中に辞任し、又は解任された代表権利者及び特定信託管理者（権利者集会  
の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、当該代表権利者及び特定信託管  
理者の氏名又は名称

六 当該計算期間における代表権利者又は特定信託管理者の重要な兼職の状況（第二号に掲  
げる事項を除く。）

## 第五章 附属明細書

第七十三条 附属明細書には、この府令で定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び信  
託財産の管理及び運用に係る報告書の表示を補足する重要な事項を表示しなければならない  
。

2 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、附属明細書にその  
変更の理由を表示しなければならない。ただし、変更が軽微であるときは、この限りでない  
。

第七十四条 附属明細書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一〜三 (略)

四 特定資産の取得（法第二百六十六条の規定により利益を特定資産とすることを含む。）

ある場合にはその種類ごとに、信託財産の処分については貸付け、譲渡、交換又は担保提供の別ごとに、資金の借入れについてはその用途ごとにしなければならない。

(新設)

(新設)

## 第五章 附属明細書

(附属明細書)

第七十三条 附属明細書には、この府令で定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書並びに  
信託財産の管理及び運用に係る報告書の記載を補足する重要な事項を記載しなければなら  
ない。

2 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、附属明細書にその  
変更の理由を記載しなければならない。ただし、変更が軽微であるときは、この限りでない  
。

第七十四条 附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜三 (略)

四 特定資産の取得（法第二百五十五条の規定により利益を特定資産とすることを含む。）及び

及び処分並びに減価償却費の明細

(削る)

五・六 (略)

(削る)

七 第三者との間の取引で特定目的信託と受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者との利益が相反するものの明細

(削る)

八 (略)

(削る)

九 (略)

2 前項第一号の増減の明細は、第五十四条第二項及び第三項の区分に従って表示しなければならない。

3 第一項第四号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその種類ごとに表示しなければならない。

(削る)

(削る)

4 第一項第九号の営業費用のうち信託報酬又は信託財産の管理及び処分に係る業務の委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

5 第一項第九号の営業費用のうち信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用は、第五十七条第二項又は第三項の種類ごとに細分し、当該費用の性質を示す適当な名称を付さなければならない。

6 (略)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

(注記に関する経過措置)

第二条 第九条の三の規定は、この府令の施行後最初に到来する計算期間の末日に係る貸借対

処分並びに減価償却費の明細

五 資産につき設定している担保権の明細

六・七 (略)

八 受託信託会社等に対する債権及び債務の明細

九 受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者との間の取引(これらの者が第三者のためにするものを含む。)及び第三者との間の取引で特定目的信託と受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者との利益が相反するものの明細

十 リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産でその所有権が売主に留保されているものの明細

十一 (略)

十二 会社、特定目的会社その他の法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくは支配人又は他の特定目的信託の代表権利者若しくは特定信託管理者を兼ねる代表権利者又は特定信託管理者につきその兼務の状況の明細(重要でないものを除く。)

十三 (略)

2 前項第一号の増減の明細は、第五十五条第一項及び第二項の区分に従って記載しなければならない。

3 第一項第四号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその種類ごとに記載しなければならない。

4 第一項第五号、第八号及び第十号の明細は、特定資産の部に記載された資産又は債権とその他の資産の部に記載された資産又は債権とを区分して記載しなければならない。

5 第一項第十二号の他の特定目的信託の営業が特定目的信託の営業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

6 第一項第十三号の営業費用のうち信託報酬又は信託財産の管理及び処分に係る業務の委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

7 第一項第十三号の営業費用のうち信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用は、第五十七条第二項又は第三項の種類ごとに細分し、当該費用の性質を示す適当な名称を付さなければならない。

8 (略)

照表及び損益計算書の注記については、適用しない。